

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
部門仮想サーバの増設（電子カルテシステム）	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年7月30日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	8,657,000 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
電子処方箋導入に伴う改修（電子カルテシステム）	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年7月31日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	11,165,000 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
オフラインバックアップの構築（電子カルテシステム）	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年9月2日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	3,272,500 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
電子カルテシステム改修（ナースコール、病院情報、診療科追加）	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年9月24日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	3,520,000 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
外来表示システムリプレイス	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年9月26日	日本テクニカル・サービス株式会社 神奈川県横浜市港北区菊名7-3-16大井電気(株)内	5,049,000 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
ナースコールシステムリプレイス	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年11月7日	アイホン株式会社北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区下町1-8-1大宮下町一丁目ビル6階	13,871,000 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
救急時医療情報閲覧機能追加（電子カルテシステム）	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年12月3日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	3,000,000 円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
検査受付システムリプレイス	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年12月27日	アズサイエンス株式会社 北関東支店 医療宇都宮営業所 栃木県宇都宮市平出町385-15	3,245,000 円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

## 備考

(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額		随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
透析システムリプレイス	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年12月27日	株式会社 日成メディカル 栃木県宇都宮市問屋町3426-42	2,420,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
SQL Serverライセンス購入（外来表示システム）	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年2月4日	株式会社 大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	2,972,640	円	会計規則第36条4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため	
HN LINEの導入連携	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年2月3日	日本電気株式会社 東京都港区芝四丁目14-1	2,145,000	円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
読影医増員に伴う読影用モニター等	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年3月5日	富士フィルムメディカル株式会社 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-240	1,705,000	円	現存する機器が上記契約業者であり稼働後も安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約とします。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
血液培養自動分析装置	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年11月13日	アズサイエンス株式会社 北関東支店 医療宇都宮営業所 栃木県宇都宮市平出町385-15	8,470,000	円	機器の故障により、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
一般撮影装置X線電圧発生器	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年5月26日	キヤノンメディカルシステムズ 栃木県大田原市下石上1385番地	3,685,000	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
ネーザルハイフローシステム	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年5月31日	ホステック 長野県諏訪市中洲4780番地4	1,584,000	円	予定価格が160万円をこえない財産の買入れに該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
医用テレメータ・送信機・ベッドサイドモニター	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年6月28日	日本光電工業株式会社 宇都宮市横田新町12-6	18,777,000	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
全自動細胞解析装置及び血球計測器保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年7月5日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,925,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額		随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
自動採血管準備装置保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年7月31日	アズサイエンス株式会社 栃木県宇都宮市平出町385-15	1,186,900	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
血液ガス分析装置保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年9月9日	株式会社栗原医療器械店 宇都宮市岩曽町1307-3 ラジオメーター	1,312,850	円	契約業者は、当該システムの開発業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
オリンパス社製内視鏡機器保守点検	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年10月2日	オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラタワー12階	2,715,350	円	契約業者は、当該システムの開発業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
ダイオニクス灌流システム	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和6年10月24日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,232,000	円	機器の故障により、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
全自動血液凝固分析装置保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年12月26日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,870,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
移動型X線装置（Tiara airy）保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年1月30日	富士フィルムメディカル株式会社 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-240	2,079,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
全身麻酔器保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年1月31日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,847,560	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
全身麻酔器等保守点検契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年1月31日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,847,560	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
放射線機器保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年3月31日	栃木放射線株式会社 宇都宮市戸祭元町2-9	84,205,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

## 備考

- 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
フクダ電子製医療機器一括保守点検契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年3月31日	フクダ電子 宇都宮市砥上町1649-2	6,655,000 円	契約業者は、当該システムの開発業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

## 備考

(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。